## 自己点検表

## 【訪問看護・介護予防訪問看護】

（上記の該当するサービスに○をしてください。）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |
|  | 　 |  　　　　　　令和　　　　年　　　　月　　　　日 |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |   |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |   |  ３ |  ８ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  | （職名）　　　　　 （氏名） |  |
|  |   |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |   |  |  |
|  |  |  |  |

## ＜自己点検に当たっての留意事項＞

## （１） 記入される時点での状況について、各項目の確認事項に記載されている内容について、満たされていればはいに、そうでなければいいえの部分に、チェックを入れてください。

## （２） 確認事項について、全てが満たされていない場合（一部は満たしているが、一部は満たしていないような場合）は、いいえにチェックを入れてください。

## （３） 該当のない項目については、該当なしの部分にチェックを入れてください。

## （注）可能な限り両面コピーにより提出すること。

【根拠法令】

介護保険法（平成９年法律第123号）

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）

省令・・・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令37号）

条例・・・愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和３年愛媛県条例第26号）

規則・・・愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（令和３年愛媛県規則第26号）

予省令・・指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生省令9号）

予条例・・愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（令和３年愛媛県条例第27号）

予規則・・愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（令和３年愛媛県規則第27号）

通知・・・指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年９月17日老企第25号）

| 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 確認書類等 | 点検結果 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| はい | いいえ | 該当なし |
| Ⅰ　基本方針 | 　 |
| 1 | 基本方針 | 要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものとなっていますか。 | 省令第59条 | ・運営規程・重要事項説明書 | □ | □ | □ |
| （介護予防） | 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものとなっていますか。 | 予省令第62条 | □ | □ | □ |
| Ⅱ　人員基準　 | 　 |
| 2 | 看護師等の員数【訪問看護ステーション】 | 看護職員（保健師、看護師又は准看護師）は、常勤換算方法で２．５以上で、そのうち１人は常勤ですか。 | 省令第60条第1項第1号イ、第2項 | ・勤務表・訪問看護記録・常勤・非常勤職員の員数がわかる職員名簿・雇用契約書・資格を確認する書類・就業規則・賃金台帳等 | □ | □ | □ |
| 　→　下記の数値を記載してください。 | 予省令第63条第1項、第2項 | 　 | 　 | 　 |
| 　①　非常勤・非専従訪問看護員の４週又は１ヶ月間の勤務時間合計　　　　　　　　　　（　　　　　　時間） | 　 | 　 | 　 |
| 　②　常勤職員の４週又は１ヶ月の通常勤務すべき時間　　　　　　　　　　（　　　　　　時間） | 　 |  | 　 | 　 | 　 |
| 　③　常勤専従職員の人数　　　　　　　　　　（　　　　　　　人） |  | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　　④ ①÷②＋③の値 （小数点以下第２位切り捨て）　　　　　　　　　　（　　　　　　　　） | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、実情に応じ適当数を配置していますか。 | 省令第60条第1項第1号ロ予省令第63条第1項第1号ロ | ・勤務表・資格を確認する書類 | □ | □ | □ |
| 看護師等の員数【医療機関】 | 看護職員を適当数配置していますか。 | 省令第60条第１項第２号予省令第63条第1項2号 | ・勤務表・資格を確認する書類 | □ | □ | □ |
| 　 | 看護師等の員数【定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は複合型サービスの指定を併せて受けている場合】 | 指定訪問看護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業が同一の事業所で一体的に運営されている場合については、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員基準を満たすことをもって、基準を満たしているものとみなすことができる。 | 省令第60条第4項 |  |  |  |  |
| 　 | 指定訪問看護事業者が指定複合型サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定看護小規模多機能型居宅介護の事業が同一の事業所で一体的に運営されている場合は、指定複合型サービスの人員基準を満たすことをもって、基準を満たしているものとみなすことができる。 | 省令第60条第5項 |  |  |  |  |
| 3 | 管理者 | 管理者は、常勤・専従（＊1）の保健師又は看護師（＊2）ですか。 | 省令第61条第1項、第2項 | ・免許証写・勤務表 | □ | □ | □ |
| ＊1　管理上支障がない場合は、他の職種等を兼務することができる。＊2　管理者の長期間の傷病又は出張等のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。 | 予省令第64条第1項、第2項 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　→　下記の事項について記載してください。 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　・兼務の有無　（　有　・　無　） | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　・当該事業所内で他職種と兼務している場合はその職種名 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| （　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　・同一敷地内の他事業所、施設等と兼務している場合は事業所名、職種名、兼務事業所における１週間あたりの勤務時間数 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 事業所名：（　　　　　　　　　　　　）職種名　：（　　　　　　　　　　　　）勤務時間：（　　　　　　　　　　　　） | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 管理者は適切な指定訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有する者ですか。 | 省令第61条第3項予省令第64条第3項 | ・履歴書・研修修了証 | □ | □ | □ |
| Ⅲ　設備基準 | 　 |
| 4 | 設備及び備品等【訪問看護ステーション】 | 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室が設けられ、必要な設備及び備品等を備えていますか。＊同一敷地内に他の事業所がある場合は、必要な広さを有する専用の区画を設けることで差し支えありません。 | 省令第62条第1項予省令第65条第1項 | ・設備、備品台帳 | □ | □ | □ |
|
| 利用申込の受付・相談等に対応するのに適切なスペースが確保されていますか。特に、感染症予防に必要な設備等に配慮していますか。 | 　 | □ | □ | □ |
| 設備及び備品等【医療機関】 | 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画が設けられ、必要な設備及び備品等を備えていますか。 | 省令第62条第2項予省令第65条第2項 | □ | □ | □ |
| Ⅳ　運営基準　 | 　 |
| 5 | 内容及び手続の説明及び同意 | あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項（＊）を、文書の交付その他規則で定める方法により明示して説明し、利用申込者の同意を得ていますか。＊重要事項とは○運営規程の概要（点検項目29番参照）○看護師等の勤務の体制○事故発生時の対応○苦情処理の体制等の利用申込者のサービス選択に資すると認められる事項 | 省令第74条【準用第8条】予省令第74条【準用第49条の２】 | ・重要事項説明書・利用申込書（契約書等）・同意に関する記録 | □ | □ | □ |
| 6 | 提供拒否の禁止 | 正当な理由なくサービス提供を拒否していませんか。特に要介護度や所得の多寡を理由にサービス提供を拒否していませんか。 | 省令第74条【準用第9条】予省令第74条【準用第49条の3】 | ・要介護度の分布がわかる資料 | □ | □ | □ |
| 7 | サービス提供困難時の対応 | 利用申込者の病状、事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、主治の医師、居宅介護支援事業者への連絡を行い、適当な他の事業者等を紹介する等の必要な措置を速やかに講じていますか。 | 省令第63条予省令第66条 | 　 | □ | □ | □ |
| 8 | 受給資格等の確認 | 利用申込者の被保険者証で、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認していますか。 | 省令第74条【準用第11条第１項】予省令第74条【準用第49条の5第１項】 | ・利用者に関する記録 | □ | □ | □ |
| 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、サービス提供に際し、その意見を考慮していますか。 | 省令第74条【準用第11条第2項】予省令第74条【準用第49条の5第2項】 | □ | □ | □ |
| 9 | 要介護認定の申請に係る援助 | 要介護認定を受けていない利用者申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 | 省令第74条【準用第12条第１項】予省令第74条【準用第49条の６第１項】 | ・利用者に関する記録 | □ | □ | □ |
| 居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、利用者が受けている要介護認定の更新の申請が遅くとも当該要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行っていますか。 | 省令第74条【準用第12条第2項】予省令第74条【準用第49条の６第2項】 | 　 | □ | □ | □ |
| 10 | 心身の状況等の把握 | サービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況、病歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。 | 省令第74条【準用第13条】予省令第74条【準用第49条の７】 | ・利用者に関する記録・サービス担当者会議の要点 | □ | □ | □ |
| 11 | 居宅介護支援事業者等との連携 | 指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 | 省令第64条第1項予省令第67条第1項 | ・情報提供に関する記録 | □ | □ | □ |
| 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 | 省令第64条第2項予省令第67条第2項 | ・利用者に関する記録・指導、連絡等の記録・終了に際しての注意書 | □ | □ | □ |
| 12 | 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 | 利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等によりサービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。 | 省令第74条【準用第15条】予省令第74条【準用第49条の9】 | ・利用者の届出書 | □ | □ | □ |
| 13 | 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 | 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。 | 省令第74条【準用第16条】予省令第74条【準用第49条の10】 | ・居宅サービス計画書・週間サービス計画表・訪問看護計画書・サービス提供の記録 | □ | □ | □ |
| 14 | 居宅サービス計画等の変更の援助 | 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他必要な援助を行っていますか。 | 省令第74条【準用第17条】予省令第74条【準用第49条の11】 | ・サービス担当者会議の記録・サービス提供表 | □ | □ | □ |
| 15 | 身分を証する書類の携行 | 看護師等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。 | 省令第74条【準用第18条】予省令第74条【準用第49条の12】 | ・身分を証する書類※この証書等には、当該指定訪問看護事業所の名称、当該従業者の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付けや職能の記載を行うことが望ましい。 | □ | □ | □ |
| 16 | サービスの提供の記録 | 介護サービスを提供したときは、必要な事項を書面に記録していますか。 | 省令第74条【準用第19条第１項】予省令第74条【準用第49条の13第1項】 | ・サービス提供票、別表・業務日誌・訪問看護記録 | □ | □ | □ |
| 介護サービスを提供したときは、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、当該利用者から申出があったときは、文書の交付その他適切な方法により、記録したサービスの内容等を当該利用者に提供していますか。 | 省令第74条【準用第19条第2項】予省令第74条【準用第49条の13第2項】 | □ | □ | □ |
| 17 | 利用料等の受領 | 法定代理受領サービスの場合、利用者から利用者負担分の支払を受けていますか。 | 省令第66条第1項予省令第69条第1項 | ・サービス提供票・別表・領収書控 | □ | □ | □ |
| 法定代理受領サービスに該当しない訪問看護を提供した場合の利用料と、居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額を生じさせていませんか。 | 省令第66条第2項予省令第69条第2項 | ・運営規程・領収書控 | □ | □ | □ |
| 利用者の選定により通常の事業実施地域外の居宅でサービス提供を行う場合、それに要した交通費の額以外の支払いを受けていませんか。 | 省令第66条第3項~~規則第11条~~予省令第69条第3項~~予規則第11条~~ | ・重要事項説明書・運営規程・領収書控 | □ | □ | □ |
| 利用者の選定により通常の事業実施地域外の居宅でサービス提供を行う場合、それに要した交通費の支払いについて、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明し、同意を得ていますか。 | 省令第66条第4項予省令第69条第4項 | ・説明文書・同意に関する記録 | □ | □ | □ |
| サービスの提供に要した費用の支払いを受けた際、領収証を交付していますか。 | 介護保険法第41条第8項 | ・領収書控 | □ | □ | □ |
| 上記の領収証には、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。 | 介護保険法施行規則第65条 | ・領収書控 | □ | □ | □ |
| 18 | 保険給付の請求のための証明書の交付 | 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護にかかる利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定訪問看護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対し交付していますか。 | 省令第74条【準用第21条】予省令第74条【準用第50条の2】 | ・サービス提供証明書控 | □ | □ | □ |
| 19 | 指定訪問看護の基本的取扱方針 | 訪問看護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定して計画的に行われていますか。 | 省令第67条第1項  | ・訪問看護計画書・居宅サービス計画書 | □ | □ | □ |
| 提供するサービスの質の評価を自ら行い、常にその改善を図っていますか。 | 省令第67条第2項予省令第75条第2項 | ・自己評価基準等 | □ | □ | □ |
| 20 | （指定介護予防訪問看護の基本的取扱方針） | 介護予防訪問看護は利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。 | 予省令第75条第1項 | ・訪問看護計画書・居宅サービス計画書 | □ | □ | □ |
| 利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。 | 予省令第75条第3項 |  | □ | □ | □ |
| 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めていますか。 | 予省令第75条第４項 |  | □ | □ | □ |
| サービス提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の方法により、利用者がその有する能力を最大限活用することができるよう適切な働きかけに努めていますか。 | 予省令第75条第5項 |  | □ | □ | □ |
| 21 | 指定訪問看護の具体的取扱方針 | サービスの提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう適切に行っていますか。 | 省令第68条 | ・訪問看護計画書・使用しているパンフレット等 | □ | □ | □ |
| 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。 | 　 | □ | □ | □ |
| サービスの提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもってこれを行っていますか。 | ・研修に関する記録 | □ | □ | □ |
| 常に利用者の病状及び心身の状況並びにその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行っていますか。 | ・利用者に関する記録・指導を記録した書類等 | □ | □ | □ |
| 特殊な看護等(広く一般に認められていない看護等)を行っていませんか。 | 　 | □ | □ | □ |
| 22 | （指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針） | サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じること等の適切な方法により、利用者の病状及び心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。 | 予省令第76条第1号 | ・モニタリングの記録・報告の記録・診療記録（代用可） | □ | □ | □ |
| 看護師等(准看護師を除く。この項において同じ。)は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、指定介護予防訪問看護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問看護計画書を作成し、主治の医師に提出していますか。 | 予省令第76条第2号 | □ | □ | □ |
| 看護師等は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って介護予防訪問看護計画書を作成していますか。 | 予省令第76条第3号 | □ | □ | □ |
| 看護師等は、介護予防訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。 | 予省令第76条第4号 | □ | □ | □ |
| 看護師等は、介護予防訪問看護計画書を作成したときは、当該介護予防訪問看護計画書を利用者に交付していますか。 | 予省令第76条第5号 | □ | □ | □ |
| サービスの提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び介護予防訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう適切に行っていますか。 | 予省令第76条第6号 | □ | □ | □ |
| サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。 | 予省令第76条第7号 | □ | □ | □ |
| サービスの提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもってこれを行っていますか。 | 予省令第76条第8号 | □ | □ | □ |
| 特殊な看護等(広く一般に認められていない看護等)を行っていませんか。 | 予省令第76条第9号 | □ | □ | □ |
| 看護師等は、介護予防訪問看護計画書に基づくサービスの提供の開始時から当該介護予防訪問看護計画書に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも１回、当該介護予防訪問看護計画書の実施状況の把握（モニタリング）を行っていますか。 | 予省令第76条第10号 | □ | □ | □ |
| モニタリングの結果を踏まえ、訪問日、提供した看護の内容等を記載した介護予防訪問看護報告書を作成し、当該報告書の内容について、当該指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該報告書について主治の医師に定期的に提出していますか。 | 予省令第76条第11号 | □ | □ | □ |
| 管理者は、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行っていますか。 | 予省令第76条第12号 | □ | □ | □ |
| モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問看護計画書の変更を行い、変更後の当該計画を主治の医師に提出していますか。 | 予省令第76条第13号 | □ | □ | □ |
| 23 | 主治の医師との関係 | 管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な訪問看護が行われるよう、主治の医師との連絡調整、看護師等の監督等必要な管理を行っていますか。 | 省令第69条第1項予省令第77条第1項 | ・指示書・訪問看護計画書・訪問看護報告書 | □ | □ | □ |
| 訪問看護の開始に際し、主治の医師の指示書を受領していますか。 | 省令第69条第2項予省令第77条第2項 | ・主治の医師の指示書 | □ | □ | □ |
| 定期的に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を主治医に提出し、訪問看護の提供に当たって主治医と密接な連携を図っていますか。 | 省令第69条第3項予省令第77条第3項 | ・診療記録（代用可） | □ | □ | □ |
| 24 | 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成 | 看護師等（准看護師を除く。以下この項において同じ。）は、利用者の希望、主治の医師の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画書を作成していますか。 | 省令第70条 | ・訪問看護計画書 | □ | □ | □ |
| 看護師等は、既に居宅サービス計画等が作成されている場合は、当該居宅サービス計画等の内容に沿って訪問看護計画書を作成していますか。 | ・訪問看護計画書・居宅サービス計画書 | □ | □ | □ |
| 看護師等は、訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。 | ・訪問看護計画書・同意に関する記録 | □ | □ | □ |
| 看護師等は、訪問看護計画書を利用者に交付していますか。 | 　 | □ | □ | □ |
| 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成していますか。 | ・訪問看護記録・訪問看護報告書 | □ | □ | □ |
| 管理者は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行っていますか。 | ・訪問看護計画書、報告書・訪問看護記録 | □ | □ | □ |
| 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定訪問看護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から訪問看護計画の提供の求めがあった際には、当該訪問看護計画を提供することに協力するよう努めていますか。 | 通知第3の三の3の（５）⑩【通知第3の一の3の（13）⑥準用】 | ・訪問看護計画書、報告書・訪問看護記録 | □ | □ | □ |
| 複数の訪問看護事業所から訪問看護を受けている利用者については、計画書及び報告書の作成にあたって、計画書等を相互に送付する若しくはカンファレンス等で情報共有するなどして、複数の事業所間において十分な連携を図ったうえで作成していますか。 | 通知第3の三の3の（４）④ | ・訪問看護計画書、報告書・訪問看護記録 | □ | □ | □ |
| 計画書及び報告書の作成にあたっては、訪問看護サービスの利用開始時及び利用者の状態の変化等に合わせ、定期的な看護職員による訪問により利用者の状態の適切な評価を行っていますか。 | 通知第3の三の3の（４）⑤ | ・訪問看護計画書、報告書・訪問看護記録 | □ | □ | □ |
| 25 | 同居家族に対する訪問看護の禁止 | 看護師等が同居家族に対して訪問看護を提供していませんか。 | 省令第71条予省令第70条 | ・サービス利用票・訪問看護計画書 | □ | □ | □ |
| 26 | 利用者に関する市町への通知 | 利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町に通知していますか。①正当な理由なく指定訪問看護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められる場合②偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合 | 省令第74条【準用第26条】予省令第74条【準用第50条の3】 | ・市町に送付した通知に 係る記録 | □ | □ | □ |
| 27 | 緊急時等の対応 | 利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、その指示を求める等の必要な措置を講じていますか。 | 省令第72条予省令第71条 | ・運営規程・連絡体制に関する書類・訪問看護の記録 | □ | □ | □ |
| 28 | 管理者の責務 | 事業所の従業者及び業務の管理は、管理者により一元的に行われていますか。また、管理者は従業者に法令・基準等を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。 | 省令第74条【準用第52条第1項、第2項】予省令第74条【準用第52条第1項、第2項】 | ・組織図、組織規程・業務分担表・業務報告書・業務日誌等 | □ | □ | □ |
| 29 | 運営規程 | 指定訪問看護事業所ごとに次に掲げる重要事項に関する規程を定めていますか。①事業の目的及び運営の方針②従業者の職種、員数及び職務の内容③営業日及び営業時間④指定訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額⑤通常の事業の実施地域⑥緊急時等における対応方法⑦虐待の防止のための措置に関する事項⑧その他運営に関する重要事項 | 省令第73条予省令第72条 | ・運営規程・指定申請及び変更届写 | □ | □ | □ |
| 30 | 勤務体制の確保等 | 利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう事業所ごとに、看護師等の勤務の体制（日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別等）を定めていますか。 | 省令第74条【準用第30条第１項】予省令第72条の2第1項 | ・就業規則・運営規程・雇用契約書・勤務表(原則として月ごと) | □ | □ | □ |
| 事業所ごとに、当該事業所の看護師等によってサービスを提供していますか。 | 省令第74条【準用第30条第2項】予省令第72条の2第2項 | ・勤務表・雇用契約書・辞令 | □ | □ | □ |
| 訪問看護従業者の資質の向上のための研修の機会を確保していますか。 | 省令第74条【準用第30条第3項】予省令第72条の2第3項 | ・研修受講修了証明書・研修計画、出張命令・研修会資料 | □ | □ | □ |
| 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するために必要とされる以下のような措置を講じていますか。1. 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発する。
2. 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。
 | 省令第74条【準用第30条第4項】予省令第72条の2第4項 |  | □ | □ | □ |
| 31 | 業務継続計画の策定等 | 感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定していますか。 | 省令第74条【準用第30条の2第1項】予省令第74条【準用第53条の2の2第1項】 |  | □ | □ | □ |
| 看護師等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。 | 省令第74条【準用第30条の2第2項】予省令第74条【準用第53条の2の2第2項】 |  | □ | □ | □ |
| 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。 | 省令第74条【準用第30条の2第3項】予省令第74条【準用第53条2の2第3項】 |  | □ | □ | □ |
| 32 | 衛生管理等 | 看護師等の清潔保持及び健康状態について必要な管理を行っていますか。 | 省令第74条【準用第31条第１項】予省令第74条【準用第53条の3第１項】 | ・健康診断の記録 | □ | □ | □ |
| 設備及び備品について、衛生的な管理を行っていますか。 | 省令第74条【準用第31条第２項】予省令第74条【準用第53条の3第２項】 | ・衛生管理マニュアル等 | □ | □ | □ |
| 事業所において、感染症が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講じていますか。 | 省令第74条【準用第31条第3項】予省令第53条の3第3項 |  | □ | □ | □ |
| 1. 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会のおおむね6月に1回以上の開催及びその結果の周知徹底
2. 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備
3. 看護師等に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練の定期的な実施
 |
| 33 | 掲示 | 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、看護師等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 | 省令第74条【準用第32条第１項】予省令第74条【準用第53条の4第１項】 | 　 | □ | □ | □ |
| 上記の掲示を行っていない場合は、運営規程の概要、看護師等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した書面を、事業所に備え付け、いつでも関係者に自由に閲覧できるようにしていますか。 | 省令第74条【準用第32条第2項】予省令第74条【準用第53条の4第2項】 |  | □ | □ | □ |
| 34 | 秘密保持等 | 従業者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じていますか。 | 省令第74条【準用第33条第１項】予省令第74条【準用第53条の5第１項】 | ・就業時の取り決め等の記録 | □ | □ | □ |
| 従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じていますか。 | 省令第74条【準用第33条第２項】予用例第74条【準用第53条の5第2項】 | ・就業時の取り決め等の記録 | □ | □ | □ |
| サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 | 省令第74条【準用第33条第３項】予省令第74条【準用第53条の5第3項】 | ・利用者及び家族の同意書 | □ | □ | □ |
| 35 | 広告 | 虚偽の又は誇大な広告となっていませんか。 | 省令第74条【準用第34条】予省令第74条【準用第53条の6】 | ・広告物 | □ | □ | □ |
| 36 | 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 | 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。 | 省令第74条【準用第35条】予省令第74条【準用第53条の7】 | 　 | □ | □ | □ |
| 37 | 苦情処理等 | 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応していますか。 | 省令第74条【準用第36条第1項】予省令第74条【準用第53条の8第1項】通知第3の三の3の（10）【準用通知第３の一の３の(28)の①】 | ・運営規程・苦情に関する記録・苦情対応マニュアル・苦情に対する対応結果記録・指導等に関する改善記録・市町への報告記録・国保連からの指導に対する改善記録・国保連への報告書 | □ | □ | □ |
| 　　苦情件数　：　月　　　　件程度　　苦情相談窓口の設置　：　有　・　無　　相談窓口担当者　：　 | 　 | 　 | 　 |
| 相談窓口の連絡先、苦情処理の体制等を利用者又はその家族に知らせるとともに、事業所に掲示していますか。 | □ | □ | □ |
| 苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録していますか。 | 省令第74条【準用第36条第2項】予省令第74条【準用第53条の8第2項】 | □ | □ | □ |
| 苦情に関する市町・国保連の調査に協力し、指導又は助言に従って必要な改善に努めるとともに、当該改善の内容を報告していますか。 | 省令第74条【準用第36条第３項～第６項】予省令第74条【準用第53条の8第３項～第６項】 | □ | □ | □ |
| 38 | 地域との連携等 | 事業の運営に当たっては、提供した指定訪問看護に関する利用者からの苦情に関して市町が実施する事業に協力するよう努めていますか。 | 省令第74条【準用第36条の2第1項】予省令第74条【準用第53条の9】 | 　 | □ | □ | □ |
| 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問看護の提供を行うよう努めていますか。 | 省令第74条【準用第36条の2第2項】 |  | □ | □ | □ |
| 39 | 事故発生時の対応 | サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。また、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録していますか。過去に事故が発生していない場合でも、発生した場合に備えて、あらかじめ対応方法や記録様式等を準備していますか。　→過去一年間の事故事例の有無：　有　・　無 | 省令第74条【準用第37条第１項・第２項】予省令第74条【準用第53条の10第１項・第２項】 | ・事故対応マニュアル・事故に関する記録・事故発生報告書 | □ | □ | □ |
| 賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行なっていますか。賠償すべき事故が発生したことがない場合でも損害賠償を速やかに行える準備をしていますか。　→損害賠償保険への加入：　有　・　無 | 省令第74条【準用第37条第３項】予省令第74条【準用第53条の10第３項】 | ・損害賠償関係書類 | □ | □ | □ |
| 事故が生じた際には、原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。 | 通知第3の三の3の（10）【準用通知第３の一の３の(30)の③】 | ・事故再発防止検討記録 | □ | □ | □ |
| 40 | 虐待の防止 | 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じていますか。 | 省令第74条【準用第37条の2】 |  | □ | □ | □ |
| 1. 虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び、その結果の周知徹底
2. 事業所における虐待防止のための指針の整備
3. 事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修の徹底的な実施
4. ③を適切に実施するための担当者の配置
 |
| 41 | 会計の区分 | 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問看護事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 | 省令第74条【準用第38条】予省令第74条【準用第53条の11】 | ・会計関係書類 | □ | □ | □ |
| 42 | 記録の整備 | 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 | 省令第73条の2第1項予省令第73条第1項 | ・職員名簿・設備台帳・会計関係書類 | □ | □ | □ |
| 次に掲げる介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。①主治の医師による指示の文書②訪問看護計画書③訪問看護報告書④提供した具体的なサービスの内容等の記録⑤市町村への通知に係る記録⑥苦情の内容等の記録⑦事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録 | 省令第73の2条第2項条例第4条予省令第73条第2項予条例第4条 | ・医師の指示書・訪問看護計画書・訪問看護報告書・サービス提供記録・市町村への通知に係る記録・苦情の記録・事故の記録 | □ | □ | □ |
| Ⅴ　変更の届出等 | 　 |
| 43 | 変更の届出等 | ・　次に掲げる事項に変更があったときは、10日以内に、その旨を届け出ていますか。　□　事業所の名称及び所在地　□　申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名　□　申請者の登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）　□　事業所の病院若しくは診療所又はその他の訪問看護事業所のいずれかの別　□　事業所の平面図　□　利用者の推定数　□　事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び免許証の写し　□　運営規程 | 介護保険法第75条第１項介護保険法施行規則第13１条第１項及び第２項 | ・届出書類の控 | □ | □ | □ |
| Ⅵ－１　介護給付費関係 | 　 |
| 44 | 基本的事項 | 指定訪問看護に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第19号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定していますか。 | 平12厚告19の一 | ・訪問看護計画書・介護給付費請求書・介護給付費明細書・サービス提供票・別表 | □ | □ | □ |
| 指定訪問看護に要する費用の額は、平成27年厚生労働省告示第93号の「厚生労働大臣が定める１単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定していますか。 | 平12厚告19の二 | □ | □ | □ |
| １単位の単価に単位数を乗じて得た額に１円未満の端数があるときは、端数金額を切り上げて計算していますか。 | 平12厚告19の三 | □ | □ | □ |
| 45 | 訪問看護費の算定【訪問看護ステーション】及び【病院又は診療所】 | 通院が困難な利用者（末期の悪性腫瘍その他平成27年厚生労働省告示第94号の四の患者並びに精神科訪問看護・指導料（診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表の区分番号Ｉ012に掲げる精神科訪問看護・指導料をいう。）及び精神科訪問看護基本療養費（訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成20年厚生労働省告示第67号）別表の区分番号01－２の精神科訪問看護基本療養費をいう。）に係る訪問看護の利用者を除く。）に対して、主治の医師の指示及び訪問看護計画書に基づき、指定訪問看護を行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問看護計画書に位置づけられた内容の指定訪問看護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定していますか。 | 平12厚告19別表の3注１ | ・訪問看護計画書・介護給付費請求書・介護給付費明細書・サービス提供票・別表 | □ | □ | □ |
| 「所要時間20分未満」を算定する場合は、次の要件を満たしていますか。①緊急時訪問看護加算の届出を提出している。②居宅サービス計画又は訪問看護計画書の中に、20分以上の保健師又は看護師による訪問看護が週１回以上含まれていること。 | 　 | 　 | □ | □ | □ |
| 准看護師が指定訪問看護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定していますか。（居宅サービス計画上准看護師の訪問が予定されているところ、准看護師以外の看護師等が行った場合を含む。） | 　 | 　 | □ | □ | □ |
| 訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、１回当たり20分以上指定訪問看護を行った場合は、293単位（１人の利用者につき週６回を限度とする。）を算定していますか。 | 　 | 　 | □ | □ | □ |
| 訪問看護ステーションの理学療法士等が１日に２回を超えて指定訪問看護を行った場合、１回につき100分の90に相当する単位数を算定していますか。 | 　 | 　 | □ | □ | □ |
| 訪問看護費の算定【指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合】 | 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行い、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準（※）に適合する指定訪問看護事業所について、通院が困難な利用者に対して、その主治の医師の指示及び訪問看護計画書に基づき、指定訪問看護事業所の看護師等が、指定訪問看護を行った場合に、１月につきそれぞれ所定単位数を算定していますか。 | 平12厚告19別表の3注2 | 　 | □ | □ | □ |
| ※連携する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の名称、住所その他必要な事項を都道府県知事に届け出ている指定訪問看護事業所であること。 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| なお、１人の利用者に対し、一の指定訪問看護事業所が訪問看護費を算定している場合には、別の指定訪問看護事業所においては、当該訪問看護費は算定しないこと。 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 准看護師が指定訪問看護を行った場合は、所定単位数の100分の98に相当する単位数を算定していますか。 | 　 | 　 | □ | □ | □ |
| 保健師、看護師又は准看護師が利用者（要介護５である者に限る）に対して指定訪問看護を行った場合、１月につき800単位を加算していますか。 | 　 | 　 | □ | □ | □ |
| 46 | 早朝・夜間・深夜加算 | 夜間（18:00～22：00）又は早朝(6:00～8:00)に指定訪問看護を行った場合、所定単位数の100分の25を加算し、深夜(22:00～6:00)に指定訪問看護を行った場合、所定単位数の100分の50を加算していますか。【定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合は算定不可】 | 平12厚告19別表の3注3 | ・訪問看護計画書・訪問看護記録・介護給付費請求書・介護給付費明細書・サービス提供票・別表 | □ | □ | □ |
| 47　 | 複数名訪問加算　 | 同時に複数の看護師等が１人の利用者に対して指定訪問看護を行ったときは、複数名訪問加算(Ⅰ)として、１回につき①所要時間30分未満　　　　254単位②所要時間30分以上　　　　402単位を加算していますか。看護師等が看護補助者と同時に１人の利用者に対して指定訪問看護を行ったときは、複数名訪問加算(Ⅱ)として、1回につき①所要時間30分未満　　　　201単位②所要時間30分以上　　　　317単位を加算していますか。【定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合は算定不可】 | 平12厚告19別表の3注4 | ・所要時間がわかる記録・２人以上で行ったことが わかる記録 | □ | □ | □ |
| １人で看護を行うことが困難な場合(※)に、同時に複数の看護師等により訪問看護を行うことについて利用者又はその家族等の同意を得ていますか。※次のいずれかに該当するときイ　利用者の身体的理由により一人の看護師等による訪問看護が困難であると認められる場合ロ　暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合ハ　その他利用者の状況等から判断して、イ又はロに準ずると認められる場合 | 　 | 　 | □ | □ | □ |
| 48 | 1時間30分以上の訪問看護を行う場合 | 平成27年厚生省告示第94号の六に定める特別な管理を必要とする利用者に対して、所要時間１時間以上１時間30分未満の指定訪問看護を行った後に引続き指定訪問看護を行う場合であって、所要時間を通算した時間が１時間30分以上となるときは、１回につき300単位を加算していますか。【定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合は算定不可】 | 平12厚告19別表の3注5 | ・所要時間がわかる記録 | □ | □ | □ |
| 49 | 集合住宅に居住する利用者への減算 | 次の(1)(2)のいずれかの利用者に対し、指定訪問看護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定していますか。また、(3)の利用者に対し、指定訪問看護を行った場合は、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定していますか。1. 指定訪問看護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問看護事業所と同一の建物（以下この項目において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者。※(3)に該当する場合を除く。
2. 指定訪問看護事業所における１月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者。
3. 指定訪問看護事業所における１月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者。
 | 平12厚告19別表の3注6 |  | □ | □ | □ |
| (2)(3)について算定月の1月当たりの利用者数の平均 ＝ 1日ごとの利用者数の合計　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　月の日数　　　　　　　　（小数点以下切捨て） |  |  |  |
| 50 | 特別地域訪問看護加算 | 平成24年厚生労働省告示第120号に所在する指定訪問看護事業所又はその一部として使用される事務所の看護師等が指定訪問看護を行った場合は、指定訪問看護ステーション、病院又は診療所の場合は１回につき所定単位数の100分の15、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合は１月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を加算していますか。 | 平12厚告19別表の3注7 | 　 | □ | □ | □ |
| 51 | 中山間地域等における小規模事業所加算 | 平成21年厚生労働省告示第83号の一に所在し、かつ、平成27年厚生労働省告示第96号の四に適合する指定訪問看護事業所（※）又はその一部として使用される事務所の看護師等が指定訪問看護を行った場合は、指定訪問看護ステーション、病院又は診療所の場合は１回につき所定単位数の100分の10、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合は１月につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を加算していますか。※1月当たり延べ訪問回数が100回以下の指定訪問介護事業所 | 平12厚告19別表の3注8 | 　 | □ | □ | □ |
| 52 | 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 | 平成21年厚生労働省告示第83号の二に居住している利用者に対し、通常の事業の実施地域を越えて指定訪問看護を行った場合は、指定訪問看護ステーション、病院又は診療所の場合は１回につき所定単位数の100分の５、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合は１月につき所定単位数の100分の５に相当する単位数を加算していますか。 | 平12厚告19別表の3注9 | ・運営規程・領収書控・車両運行日誌又は住所が確認できる書類 | □ | □ | □ |
| 53 | 緊急時訪問看護加算 | 平成27年厚生労働省告示95号の七に適合しているものとして県知事に届け出た指定訪問看護ステーションが、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して24時間連絡体制にあり、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合には１月につき574単位を加算していますか。また、指定訪問看護を担当する医療機関が利用者の同意を得て、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合には、１月に315単位を加算していますか。※　緊急時訪問を行った場合は、当該訪問の所要時間に応じた訪問看護費を算定する。この場合、早朝・夜間・深夜の加算は算定できないが、１月以内の２回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の加算を算定する。【１人の利用者につき、１事業所のみ算定可】【同月に、医療保険の「24時間対応体制加算」は算定できない。】 | 平12厚告19別表の3注10 | ・利用者の同意を得た書類・サービス提供記録 | □ | □ | □ |
| 54 | 特別管理加算 | 平成12年厚生省告示第23号に定める特別な管理を必要とする利用者に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合は、別に厚生労働大臣が定める区分（※）に応じて、１月につき次に掲げる所定単位数を特別管理加算として加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。【１人の利用者につき、１事業所のみ算定可】【同月に、医療保険の「特別管理加算」は算定できない。】 | 平12厚告19別表の3注11 | ・サービス提供記録 | □ | □ | □ |
| ①特別管理加算（Ⅰ）　　　　　500単位②特別管理加算（Ⅱ）　　　　　250単位 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| ※①特別管理加算（Ⅰ）　特別な管理を必要とする利用者として厚生労働大臣が定める状態の在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者に対して指定訪問看護を行う場合②特別管理加算（Ⅱ）　特別な管理を必要とする利用者として厚生労働大臣が定める状態の上記①以外に該当する状態にある者に対して指定訪問看護を行う場合 | 　 |  | 　 | 　 | 　 |
| 55 | ターミナルケア加算 | 在宅で死亡した利用者に対して、平成27年厚生労働省告示第95号の八に適合しているものとして県知事に届け出た事業所が、その死亡日及び死亡日前14日以内に２日（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに対しては１日）以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む。）には、当該者の死亡月につき2，000単位を加算していますか。【１人の利用者につき、1事業所のみ算定可】【同月に、医療保険の「訪問看護ターミナルケア療養費」及び訪問看護・指導料における「在宅ターミナルケア加算」は算定できない。】 | 平12厚告19別表の3注12 | ・サービス提供記録 | □ | □ | □ |
| 56 | 主治の医師の特別な指示があった場合の取扱い | 指定訪問看護ステーション、病院又は診療所の場合で主治の医師（介護老人保健施設及び介護医療院の医師を除く。）が利用者が急性増悪等により、一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、その指示の日から14日間に限り訪問看護費を算定していませんか。 | 平12厚告19別表の3注13 | ・サービス提供記録 | □ | □ | □ |
| 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合で主治の医師（介護老人保健施設及び介護医療院の医師を除く。）が利用者が急性増悪等により、一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、当該指示の日数に応じて、１日につき97単位を減算していますか。 | 平12厚告19別表の3注14 | 　 | □ | □ | □ |
| 57 | サービス種類相互の算定関係 | 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、訪問看護費を算定していませんか。 | 平12厚告19別表の3注15 | ・訪問看護計画書・介護給付費請求書・介護給付費明細書・サービス提供票・別表 | □ | □ | □ |
| 58 | 初回加算 | 新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、初回の指定訪問看護を行った場合は、１月につき300単位を加算していますか。【過去二月間において、医療保険又は介護保険の訪問看護サービスを利用していないこと。】【退院時共同指導加算を算定していないこと。】 | 平12厚告19別表の3ニ | 　 | □ | □ | □ |
| 59 | 退院時共同指導加算 | 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、指定訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が、退院時共同指導を行った後に、当該者の退院又は退所後に当該者に対する初回の指定訪問看護を行った場合に、退院時共同指導加算として、当該退院又は退所につき１回（特別な管理を必要とする利用者は２回）に限り、600単位を加算していますか。※指導内容を文書で提供していること。また、指導の内容を訪問看護記録書に記載すること。※当該者又はその看護に当たる者の同意があればテレビ電話装置等を活用して行うことが可能。【初回加算を算定していないこと】 | 平12厚告19別表の3ホ | ・訪問看護記録 | □ | □ | □ |
| 60 | 看護・介護職員連携強化加算 | 指定訪問看護事業所が社会福祉士及び介護福祉士法第48条の３第１項の登録又は同法附則第20条第１項の登録を受けた指定訪問介護事業所と連携し、当該事業所の訪問介護員等が利用者に対し社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第１条各号に掲げる医師の指示の下に行われる行為（たんの吸引等）を円滑に行うための支援を行った場合、１月に１回に限り250単位を加算していますか。※訪問介護員等と同行訪問した場合や、会議に出席した場合は、その内容を訪問看護記録書に記録すること。※同行訪問又は会議へ出席した日の属する月の初日の訪問看護実施日に算定する。【緊急時訪問看護加算の届出を提出していること】 | 平12厚告19別表の3ヘ | ・訪問看護記録 | □ | □ | □ |
| 61 | 看護体制強化加算 | 平成27年厚生労働省告示第95条の九に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問看護事業所が、医療ニーズの高い利用者への指定訪問看護の提供体制を強化した場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１月につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。1. 看護体制強化加算（Ⅰ）　550単位
2. 訪問看護ステーション

次の①（a）～（d）　いずれにも適合すること1. 訪問看護ステーション以外

次の①（a）～（c）　いずれにも適合すること1. 看護体制強化加算（Ⅱ）　200単位
	1. 訪問看護ステーション

次の⓵（a）（b）（d）、②いずれにも適合すること* 1. 訪問看護ステーション以外

次の⓵（a）（b）、⓶いずれにも適合すること【定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合は算定不可】 | 平12厚告19別表3ト |  | □ | □ | □ |
| ⓵ | 1. 算定日が属する月の前6月間において、指定訪問看護事業所における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が100分の50以上であること。
 | □ | □ | □ |
| 1. 算定日が属する月の前6月間において、指定訪問看護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が100分の20以上であること。
 | □ | □ | □ |
| 1. 算定日が属する月の前12月間において、指定訪問看護事業所におけるターミナルケア加算を算定した利用者が5名以上であること。
 | □ | □ | □ |
| 1. 訪問看護の提供に当たる従業者の総数のうち、看護職員（指定居宅サービス等基準第60条第1項イに規定する）の占める割合が100分の60以上であること。

※指定訪問看護と指定介護予防訪問看護を一体的に運営している場合は、指定訪問看護の従業者と指定介護予防訪問看護の従業者の合計数のうち、看護職員の占める割合による。 | □ | □ | □ |
| ⓶ | 算定日が属する月の前12月間において、指定訪問看護事業所におけるターミナルケア加算を算定した利用者が1名以上であること。 | □ | □ | □ |
| 62 | サービス提供体制強化加算 | 平成27年厚生労働省告示第95号の十に適合しているものとして県知事に届け出た事業所が、利用者に対し指定訪問看護を行った場合は、以下の区分に従い加算していますか。1. サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

次の⓵～④のいずれにも適合すること・指定訪問看護ステーション、病院又は診療所の場合１回につき、６単位　　　　・指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合　１月につき、50単位　　　　1. サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

次の⓵～③、⓹のいずれにも適合すること・指定訪問看護ステーション、病院又は診療所の場合１回につき、３単位・指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合　　１月につき、25単位 | 平12厚告19別表の3チ | 　 | □ | □ | □ |
| ① | 事業所の全ての看護師等に対し、看護師等ごとに研修計画を作成し、計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。 | □ | □ | □ |
| ② | 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は事業所における看護師等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。 | □ | □ | □ |
| ③ | 事業所の全ての看護師等に対し、健康診断等を定期的に実施すること。 | □ | □ | □ |
| ④ | 事業所の看護師等の総数のうち、勤続年数７年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 | □ | □ | □ |
| ⑤ | 事業所の看護師等の総数のうち、勤続年数３年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 | □ | □ | □ |
| Ⅵ－２　介護給付費関係（介護予防） | 　 |
| 63 | 基本的事項 | 指定介護予防訪問看護に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第127号の別表「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」により算定していますか。 | 平18厚告127の一 | ・介護予防訪問看護計画書・介護給付費請求書・介護給付費明細書・サービス提供票・別表 | □ | □ | □ |
| 指定介護予防訪問看護に要する費用の額は、平成27年厚生労働省告示第93号の「厚生労働大臣が定める１単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定していますか。 | 平18厚告127の二 | □ | □ | □ |
| １単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り上げて計算していますか。 | 平18厚告127の三 | □ | □ | □ |
| 64 | 介護予防訪問看護費の算定 | 通院が困難な利用者（末期の悪性腫瘍その他平成27年厚生労働省告示第94号の七十五の患者並びに精神科訪問看護・指導料（診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表の区分番号Ｉ012に掲げる精神科訪問看護・指導料をいう。）及び精神科訪問看護基本療養費（訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成20年厚生労働省告示第67号）別表の区分番号01－２の精神科訪問看護基本療養費をいう。）に係る訪問看護の利用者を除く。）に対して、主治の医師の指示及び介護予防訪問看護計画書に基づき、指定介護予防訪問看護を行った場合に、現に要した時間ではなく、介護予防訪問看護計画書に位置づけられた内容の指定介護予防訪問看護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定していますか。 | 平18厚告127別表2注1 | 　 | □ | □ | □ |
| 「所要時間20分未満」を算定する場合は、次の要件を満たしていますか。①緊急時介護予防訪問看護加算の届出を提出している。②介護予防サービス計画又は介護予防訪問看護計画書の中に、20分以上の保健師又は看護師による介護予防訪問看護が週1回以上含まれていること。 | □ | □ | □ |
| 准看護師が指定介護予防訪問看護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定していますか。（介護予防サービス計画上、准看護師の訪問が予定されているところ看護師が行った場合を含む。） | □ | □ | □ |
| 介護予防訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、１回当たり20分以上指定介護予防訪問看護を行った場合は、286単位（１人の利用者につき週６回を限度とする。）を算定していますか。 | □ | □ | □ |
| 理学療法士等が１日に２回を超えて指定介護予防訪問看護を行った場合、１回につき100分の50に相当する単位数を算定していますか。 | □ | □ | □ |
| 65 | 早朝・夜間・深夜加算 | 夜間（午後６時から午後10時まで）又は早朝（午前6時から午前8時まで）に指定介護予防訪問看護を行った場合、所定単位数の100分の25を加算し、深夜（午後10時から午前6時まで）に指定介護予防訪問看護を行った場合、所定単位数の100分の50を加算していますか。 | 平18厚告127別表2注2 | 　 | □ | □ | □ |
| 66 | 複数名訪問加算 | 同時に複数の看護師等が１人の利用者に対して指定介護予防訪問看護を行ったときは、複数名訪問加算(Ⅰ)として、1回につき①所要時間30分未満　　　　254単位②所要時間30分以上　　　　402単位を加算していますか。看護師等が看護補助者と同時に１人の利用者に対して指定介護予防訪問看護を行ったときは、複数名訪問加算(Ⅱ)として、1回につき①所要時間30分未満　　　　201単位②所要時間30分以上　　　　317単位を加算していますか。 | 平18厚告127別表2注3 | ・所要時間がわかる記録・2人以上で行ったことが わかる記録 | □ | □ | □ |
| 67 | 1時間30分以上の訪問看護を行う場合 | 平成27年厚生労働省告示第94号の七十七に定める特別な管理を必要とする利用者に対して、所要時間１時間30分未満の指定介護予防訪問看護を行った後に引続き指定介護予防訪問看護を行う場合であって、所要時間を通算した時間が１時間30分以上となるときは、１回につき300単位を加算していますか。 | 平18厚告127別表2注4 | ・所要時間がわかる記録 | □ | □ | □ |
| 68 | 集合住宅に居住する利用者への減算 | 次の(1)(2)のいずれかの利用者に対し、指定介護予防訪問看護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定していますか。また、(3)の利用者に対し、指定介護予防訪問看護を行った場合は、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定していますか。1. 指定介護予防訪問看護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定介護予防訪問看護事業所と同一の建物（以下この項目において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者。※(3)に該当する場合を除く。
2. 指定介護予防訪問看護事業所における１月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者。
3. 指定介護予防訪問看護事業所における１月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者。
 | 平18厚告127別表2注5 |  | □ | □ | □ |
| (2)(3)について算定月の1月当たりの利用者数の平均 ＝ 1日ごとの利用者数の合計　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　月の日数　　　　　　　　（小数点以下切捨て） |  |  |  |
| 69 | 特別地域訪問看護加算 | 平成24年厚生労働省告示第120号に所在する指定介護予防訪問看護事業所又はその一部として使用される事務所の看護師等が指定介護予防訪問看護を行った場合は、１回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を加算していますか。 | 平18厚告127別表2注6 | 　 | □ | □ | □ |
| 70 | 中山間地域等における小規模事業所加算 | 平成21年厚生労働省告示第83号の一に所在し、かつ、平成27年厚生労働省告示第96号の七十に適合する指定介護予防訪問看護事業所又はその一部として使用される事務所の看護師等が指定介護予防訪問看護を行った場合は、１回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を加算していますか。 | 平18厚告127別表2注7 | 　 | □ | □ | □ |
| 71 | 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 | 平成21年厚生労働省告示第83号の二に居住している利用者に対し、通常の事業の実施地域を越えて指定介護予防訪問看護を行った場合は、１回につき所定単位数の100分の５に相当する単位数を加算していますか。 | 平18厚告127別表2注8 | ・運営規程・領収書控 | □ | □ | □ |
| 72 | 緊急時介護予防訪問看護加算 | 平成27年厚生労働省告示95号の百三に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問看護ステーションが、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して24時間連絡体制にあり、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合には１月につき574単位を加算していますか。また、指定介護予防訪問看護を担当する医療機関が利用者の同意を得て、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合には、１月に315単位を加算していますか。※　緊急時訪問を行った場合は、当該訪問の所要時間に応じた介護予防訪問看護費を算定する。この場合、早朝・夜間・深夜の加算は算定できないが、１月以内の２回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の加算を算定する。【１人の利用者につき、１事業所のみ算定可】【同月に、医療保険の「24時間対応体制加算」は算定できない。】 | 平18厚告127別表2注9 | ・サービス提供記録 | □ | □ | □ |
| 73 | 特別管理加算 | 平成27年厚生労働省告示第94号の七に定める特別な管理を必要とする利用者に対して、指定介護予防訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合は、別に厚生労働大臣が定める区分（※）に応じて、１月につき次に掲げる所定単位数を特別管理加算として加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 | 平18厚告127別表2注10 | ・サービス提供記録 | □ | □ | □ |
| ①特別管理加算（Ⅰ）　　　　　500単位②特別管理加算（Ⅱ）　　　　　250単位 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| ※①特別管理加算（Ⅰ）　特別な管理を必要とする利用者として厚生労働大臣が定める状態の在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者に対して指定介護予防訪問看護を行う場合②特別管理加算（Ⅱ）　特別な管理を必要とする利用者として厚生労働大臣が定める状態の上記①以外に該当する状態にある者に対して指定介護予防訪問看護を行う場合 | 　 | 　 | 　 |
| 74 | 主治の医師の特別な指示があった場合の取扱い | 主治の医師（介護老人保健施設及び介護医療院の医師を除く。）が利用者が急性増悪等により、一時的に頻回の指定介護予防訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、その指示の日から14日間に限り介護予防訪問看護費を算定していませんか。 | 平18厚告127別表2注11 | ・サービス提供記録 | □ | □ | □ |
| 75 | サービス種類相互の算定関係 | 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防訪問看護費を算定していませんか。 | 平18厚告127別表2注12 | ・サービス提供記録 | □ | □ | □ |
| 76 | 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が提供する介護予防訪問看護の利用が12月を超える場合の取扱い | 利用者に対して、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による指定介護予防訪問看護の利用を開始した日の属する月から起算して、12月を超えて理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定介護予防訪問看護を行う場合は、1回につき5単位を所定単位数から減算していますか。 | 平18厚告127別表2注13 |  | □ | □ | □ |
| 77 | 初回加算 | 新規に介護予防訪問看護計画書を作成した利用者に対して、初回若しくは初回の指定介護予防訪問看護を行った日の属する月に指定介護予防訪問看護を行った場合は、１月につき300単位を加算していますか。 | 平18厚告127別表2ハ | 　 | □ | □ | □ |
| 78 | 退院時共同指導加算 | 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、指定介護予防訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が、退院時共同指導を行った後に、当該者の退院又は退所後に当該者に対する初回の指定介護予防訪問看護を行った場合に、退院時共同指導加算として、当該退院又は退所につき１回（特別な管理を必要とする利用者は２回）に限り、600単位を加算していますか。※指導内容を文書で提供していること。また、指導の内容を介護予防訪問看護記録書に記載すること。【初回加算を算定していないこと】 | 平18厚告127別表2ニ | ・サービス提供記録 | □ | □ | □ |
| 79 | 看護体制強化加算 | 平成27年厚生労働省告示第95号の百四に適合しているものとして県知事に届け出た指定介護予防訪問看護事業所が、医療ニーズの高い利用者への指定訪問看護の提供体制を強化した場合は、１月につき100単位を加算していますか。・指定訪問看護ステーション　次に掲げる⓵～④のいずれにも適合すること　・指定訪問看護ステーション以外　次に掲げる⓵、②のいずれにも適合すること | 平18厚告127別表2ホ |  | □ | □ | □ |
| ① | 算定日が属する月の前6月間において、指定介護予防訪問看護事業所における利用者の総数のうち、緊急時介護予防訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が100分の50以上であること。 | □ | □ | □ |
| ② | 算定日が属する月の前6月間において、指定介護予防訪問看護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が100分の20以上であること。 | □ | □ | □ |
| ③ | 算定日が属する月の前12月間において、指定訪問看護事業所におけるターミナルケア加算を算定した利用者が5名以上であること。 | □ | □ | □ |
| ④ | 訪問看護の提供に当たる従業者の総数のうち、看護職員（指定居宅サービス等基準第60条第1項イに規定する）の占める割合が100分の60以上であること。※指定訪問看護と指定介護予防訪問看護を一体的に運営している場合は、指定訪問看護の従業者と指定介護予防訪問看護の従業者の合計数のうち、看護職員の占める割合による。 | □ | □ | □ |
| 80 | サービス提供体制強化加算 | 平成27年厚生労働省告示第95号の百五に適合しているものとして都道府県知事に届け出た事業所が、利用者に対し指定介護予防訪問看護を行った場合は、以下の区分に従い加算していますか。1. サービス提供体制強化加算（Ⅰ）　6単位

次の⓵～④のいずれにも適合する。1. サービス提供体制強化加算（Ⅱ）　3単位

次の⓵～③、⓹のいずれにも適合する。 | 平18厚告127別表2ヘ | 　 | □ | □ | □ |
| ① | 事業所の全ての看護師等に対し、看護師等ごとに研修計画を作成し、その計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。 | □ | □ | □ |
| ② | 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は事業所における看護師等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。 | □ | □ | □ |
| ③ | 事業所の全ての看護師等に対し、健康診断等を定期的に実施すること。 | □ | □ | □ |
| ④ | 事業所の看護師等の総数のうち、勤続年数７年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 | □ | □ | □ |
| ⑤ | 事業所の看護師等の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 | □ | □ | □ |